

共創対話における協議結果

「伊奈町役場新庁舎整備事業 設計・施工一括発注に伴う公募型プロポーザル」に係る共創対話の結果、下記事項を公募資料の補足事項として、公表いたします。

No.	資料名称	頁	該当箇所			協議内容	回答
1	実施要領	3	3	(8)	① ②	事業費参考価格の位置づけについて	実施要領「17.改善された技術提案書の提出」において、見積書の金額が事業費参考価格を超えている場合は失格になりますが、「14.技術提案書等の提出」においては、事業費参考価格は失格要件（上限金額）ではありません。
2	要求水準書	4	第1	5		引越し期間について	新庁舎竣工引渡し後の引越し期間は、最低3か月間を想定してください。
3	要求水準書	12	第3	2	(1)	新庁舎等の配置計画について	基本構想・基本計画の配置計画案は、何らかの評価・判断を行って示しているものではないため、配置計画については、要求水準書等に基づき、来庁者等の安全性や利便性、コスト縮減に繋がる、より良い提案を期待します。
4	要求水準書	13	第3	2	(2)	職員用駐車台数について	職員用駐車台数とは、公用車用の駐車場であり、職員の通勤車用の駐車場は、町にて敷地外に整備することを想定しています。
5	要求水準書	13	第3	2	(2)	EV車充電器について	既存急速充電器は、メーカー保証対象外のため、撤去を想定しております。新たに整備するEV車充電器の種類は、地域性、用途性等を考慮してください。
6	要求水準書	13	第3	2	(3) (4)	記念碑や記念樹木の扱いについて	町民憲章は新庁舎に移設すること。 また、記念樹木2本（①モッコク（平成23年植樹）、②サクラ（平成25年植樹））の移植を検討すること。なお、移植に伴う枯れ保証等は不要とする。
7	要求水準書_別紙3					各室諸元表の参考面積について	参考面積はあくまで参考値であり、下限値等を規定しているものではありません。（計画面積は、記載面積以上を確保すること。） 要求水準及び必要機能を満たすものとし、合理的な計画が実現できるなら、延べ面積による制限はありません。